

半田市における空家等対策に関する協定書

半田市（以下「甲」という。）と愛知県司法書士会（以下「乙」という。）は、半田市内に
おける空家等に関する対策の推進に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携・協力し、空家等の発生の未然防止、管理の適
正化、流通及び活用等の空家等に関する対策を推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この協定における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- （1）空家等 建築物又はこれに付属する工作物であって居住その他の使用がなされてい
ないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物
を含む。）をいう。
- （2）所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。

（取組事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、主に次に掲げる事項に取り組むものと
する。

- （1）空家等の適切な管理に関すること。
- （2）空家等の利活用の促進に関すること。
- （3）所有者等による前2号の取組に必要な情報の発信に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

（情報の共有及び発信）

第4条 甲及び乙は、第3条の取組事項を実施するにあたり、情報の共有及び発信に努める
ものとする。

（甲が主体となって取り組む事項）

第5条 甲は、第3条の取組事項の実施にあたって、市広報・ウェブサイト・チラシ等によ
る啓発に努めるものとする。

（乙が主体となって取り組む事項）

第6条 乙は、第3条に掲げる取組事項として甲が作成するチラシ等について、甲に対して
配布先の提供・紹介等の協力をするものとする。

2 乙は、乙が主催する（甲から委託を受けて実施する場合を含む）相談業務において、所
有者等による第3条第1号及び第2号の取組に対する相談を実施するように努めるもの
とする。

3 乙は、その構成員へ第3条に掲げる取組事項に必要な空家等の対策に関する情報の周知
等を行うよう努めるものとする。

（協定の有効期限）

第7条 本協定の有効期限は、本協定の締結の日から令和6年3月31日までとし、有効期
限の満了日までに更新に関する協議を行う。ただし、有効期限満了の2か月前までに当事
者の一方から書面による別段の意思表示がされない場合は、本協定は自動的に1年間延長
されるものとし、以降も同様とする。

（秘密の保持）

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく業務の遂行に際して知り得た個人情報をみだりに他
に知らせ、又は不当に使用してはならない。

（協議）

第9条 この協定に定めがない事項については、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名の上、各1通
を保有する。

令和2年7月3日

甲 半田市東洋町二丁目1番
半田市

半田市長

神原 純夫 印

乙 名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号
愛知県司法書士会

会長

和田 博恭 印